

妙高市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪発生の抑止及び市民生活への不安解消を目的に、町内会等が行う防犯カメラの設置に対し、妙高市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号。以下「規則」という。）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪発生の抑止を目的として特定の場所に常設するカメラで、不特定多数の者が利用する道路、公園、広場等の公共空間の一部を撮影対象とし、画像記録装置その他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 町内会等 市内の町内会及び自治会並びに地域住民により組織された自主防犯組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新潟県が定める「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」及び「民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項」に準じた防犯カメラ管理運用規程を策定している町内会等とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置に際し、町内会等の合意形成及び設置場所の所有者の同意又は許可を得ていること。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲は必要最小限とし、その撮影範囲内の全ての住民等の同意を得ていること。
- (3) 防犯カメラの設置による犯罪抑止効果を高めるため、カメラによる撮影を示す看板等を設置すること。
- (4) 防犯カメラは、特別の事情がある場合を除き、継続して1年以上設置すること。
- (5) 防犯カメラの設置にあたり、道路法（昭和27年法律第180号）その他法令に基づく許可が必要な場合は、当該許可を受けること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラの購入費
- (2) 防犯カメラの設置工事費
- (3) 撮影を表示する看板等の作成費及び設置工事費

2 前項の場合において、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 防犯カメラの電気料金、通信費等の維持管理費
- (2) 防犯カメラの保守及び修理に要する費用
- (3) 設置した防犯カメラの移設及び撤去に要する費用
- (4) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (5) その他市長が適当でないと認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

ただし、防犯カメラ1台につき10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助対象者は、次条に規定する交付申請を行う前に、市と防犯カメラの設置及び運用に関する事業計画及び運用規程の内容に関して協議しなければならない。

2 補助対象者は、前項に規定する協議の終了後に変更が生じたときは、再度協議しなければならない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条で定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 防犯カメラ等の仕様書又はカタログ、構成図等
- (3) 防犯カメラ等の見積書の写し
- (4) 設置場所の位置図及び撮影範囲を示した図面

- (5) 防犯カメラ管理運用規程の写し
 - (6) 設置場所の所有者等の権利者からの同意又は許可が得られていることを証する書類
 - (7) 撮影範囲に居住する住民や事業所の同意を証する書類
 - (8) 申請者の規約及び役員名簿
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、規則第6条に規定する補助金等交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助対象事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条で定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 設置状況が分かる写真
 - (4) 設置した防犯カメラで撮影した画像
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (防犯カメラの維持管理)

第11条 この要綱による補助金の交付を受けて設置した防犯カメラの維持管理は、申請者が行うものとする。

(補助制度の見直し)

第12条 市長は、この要綱の施行の日から3年を超えない期間ごとに、各条項が他の法令、社会経済情勢等と比較して整合性が取れているかどうかを検討するものとする。

- 2 前項に規定する検討の結果を踏まえ、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに、見直し等の措置を講じるものとする。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。